

特別講義 第一回昭和十七年一月二十三日、第二回二月六日

○釋文題詩卷之三

我が國人口增加趨勢に關する東條總理大臣の答辭

一、右の信頼度は如何にすれば測定し得るや（無數の同種標本觀察結果間の平均的相違の大きさを以て測定し得、この平均的相違の大きさを與ふるものとして標準偏差値をとり此の値の計算方法を追求す）

三、標本観察結果値たる比率の標準偏差の導出、系列の安定性の判定

八

五、ピーアスン・フィロンの一般的方法（標本観察結果値の度数分布は正規分布をなし、従つてプロバブル・エラーは意味を有す）、二標本観察結果値間の相違の性質の判定理論

六、ステューデントによる標本観察結果値たる標準偏差値の度数分布型の導出並に之が正規分布ならざる所より來たる重要結果（小標本理論の發端）

第七十九回 帝國議會に於ける東條總理大臣の我が國人口增加趨勢に關する質問に對する答辭

第七十九回 帝國議會の昭和十七年二月十日衆議院本
會議に於て清瀬一郎氏より我が國人口増加の趨勢に關
する質問ありたるに對し東條總理大臣は左の如き答辯

弱、隨ひまして、人口の自然増加は六十七萬人弱と云ふ状態になりまして、戦争第三年でありまする所の昭和十四年には一層悪化して出生が百九十万人餘、死亡が百二十七萬人弱、人口の自然増加が六十三萬人餘となりまして、我が國人口増加の將來に關しまして大いに危惧の念をさせへ覺えたのであります。然る所戦争第4年でありまする昭和十五年に於きましては出生が二百十一萬人餘、死亡が百十八萬人餘、人口の自然増加

上に上昇しています。又其の出生の減少した期間中の減少の程度であります。平年の一割内外であります。出生に對する戦争の影響が斯くの如く軽く、且つ短期間で終りましたことは、我が國民の生活力の根強いことを示すものであります。

只今清瀬君から我が國人口増加の趨勢に關しまして御尋ねがありましたので、茲に我が國民の出生死亡の點に付きまして具體的に御話を申上げます。昭和十二年七月支那事變勃發以來四年半に亘る戰爭の爲に、我が國民の出生死亡が影響を受けたことは事實であります。併しながら其の悪影響は短期間で已みまして、最近は平常の狀態に恢復したばかりではなくして、戰前よりも良好の傾向にあるのであります。此の點邦家の爲に洵に慶賀に堪へぬ所であります。茲に内地の出生死亡に付きまして改めて以て御發問下さい。

見込通りになりますれば、昭和十六年の出生及び自然増加は我が國未會有の記録を作ることになります。

と次の如き注目すべき現象が認められるのであります。第一の點は出生に對する戰爭の影響、即ち出生の減少の繼續した期間は昭和十三年の前半から昭和十四年の後半に至る間であつて、約一年五ヶ月の期間を以てはが終熄したことであります。昭和十四年の後半に於きまして出生は既に戰前平年並の狀態に復しました。昭和十五年に入つてから月々の出生は漸次平年以上に上昇しつゝあります。又其の出生の減少した期間中の減少の程度でありますと、平年の一割内外でありますて、出生に對する戰爭の影響が斯くの如く軽く、且つ短期間にで終りましたことは、我が國民の生活力の根強いことを示すものであります。

第二の點は、銃後國民の死亡は今次の戰争に依つて大して影響を受けて居らぬことであります。即ち昭和十三年、十四年兩年に於ける死亡の増加と雖も、其の程度は約五分内外でありまして、此の程度のことは從來

平時に於ても往々あつたことがあります。而して昭和十五年の死亡は戦前平常の年よりも少くなつて居りますし、而も其の死亡の減少は孰れの年齢に於きまして現はれて居るのであります。殊に乳児の死亡は著しく減じて居りまして、戦前に比べて二割二分方減少して居ります。又乳児脚氣、乳児の下痢及び腸炎、乳児の先天性弱質、其の他乳児特有の疾患で死亡する者が戦争になつてから年々少くなつて参りまして、昭和十五年に於きましては戦前平常時に比べて三割乃至四割方減じて居る有様であります。是は其の母親が此の戦時下の生活に耐へて、十分その氣力と體力を保持してゐることに基くものと認められます。洵に感謝に堪へないのであります。此の乳児死亡の減少と出生の増加と、又母體の強健とは、國家の爲に大いに意を強う

する所であります。

以上戦時下の出生死亡の状況を通観致しまするに、済に洋々たるものあることを確信するものであります。

我が國民は戦争の當初一年數ヶ月間の短期間を以て出

生死亡に對する戦争の悪影響から脱却して能く平常の状態を恢復したのみならず、聖戰五年を経まして少しも疲勞の兆候なく、愈々向上發展するの勢を示して居ります。此の事實は我が國民が克く三千年来の長き傳

統を承け傳へて居る一方、常に永久淪らざる民族としての若さを保有し、強力なる彈力性と激刺たる適應性とを有する證左であります。私は我が國民の素質に關しまして十分の自信を持つて然るべく、更に適切な

施策を行ひ、官民一致して懸命の努力を致しますならば、大東亜共榮圈建設の進展に對應致しまして、國民が生々増加することは疑ひなく、國運の發展の前途

健康保険法施行令中改正ノ件
(昭和十七年一月二十三日勅令第35号)
健康保険法施行令中左ノ通改正ス
第三條 健康保険法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

第八級 八十圓 二圓七十錢 七十五圓以上八十五圓未滿

第九級 九十圓 三圓 八十五圓以上九十五圓未滿

第十級 百十圓 三圓三十錢 九十五圓以上百十五圓未滿

第十一級 百二十圓 三圓七十錢 百十五圓以上百十五圓未滿

第十二級 百二十圓 四圓 百十五圓以上百二十五圓未滿

第十三級 百三十圓 四圓三十錢 百二十五圓以上百三十五圓未滿

第十四級 百四十圓 四圓七十錢 百三十五圓以上百四十五圓未滿

第十五級 百五十圓 五圓 百四十五圓以上

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	十圓	三十錢	十五圓未滿
第二級	二十圓	七十錢	十五圓以上二十五圓未滿
第三級	三十圓	一圓	二十五圓以上三十五圓未滿
第四級	四十圓	一圓三十錢	三十五圓以上四十五圓未滿
第五級	五十圓	一圓七十錢	四十五圓以上五十五圓未滿
第六級	六十圓	二圓	五十五圓以上六十五圓未滿
第七級	七十圓	二圓	六十五圓以上七十五圓未滿

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬が其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬

酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ

其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス
健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ從前ノモノニ依ル